

指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記事業者について、児童福祉法に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 川文亭 株式会社
- (2) 代表者名 代表取締役 王 一川
- (3) 所 在 地 大阪府東大阪市徳庵本町4番3号2階

2 対象事業所

- (1) 名 称 ドレミファソライズF C東大阪
- (2) 事業種別 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (3) 所 在 地 大阪府東大阪市徳庵本町4番3号2階
- (4) 指定年月日 令和5年3月1日

3 指定の取消日

令和5年12月1日

4 処分理由

(1) 障害児通所給付費の不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）

新規指定申請時において、当該事業者は市が条例で定める基準を満たさないにもかかわらず、虚偽の書類を提出し不正の手段により指定を受け、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。

(2) 虚偽の報告（法第21条の5の24第1項第6号）

法第21条の5の22第1項に基づく監査において、常勤の管理者兼児童発達支援管理責任者が実際には勤務していない日に勤務したように装うため、当該職員が勤務していない日に勤務したとする虚偽の勤務実績表を作成し、本市職員に虚偽の報告を行った。

(3) 不正の手段による指定（法第21条の5の24第1項第8号）

新規指定申請時において、人員配置基準を満たしているように装うため、実際に常勤として勤務することができない管理者兼児童発達支援管理責任者を勤務予定者として本市に提出することで不正の手段により指定を受けた。また、事業開始後も人員基準違反の状態が継続していた。

5 事業者に対する経済上の措置

障害児通所支援給付費に係る返還額

不正請求額 573,363円

加算額 229,345円

合計 802,708円

6 欠格事由該当者

王 一川（川文亭株式会社代表取締役）

岩尾 憲一郎（川文亭株式会社代表取締役（令和5年9月13日辞任））

木村 岳史（ドレミファソライズFC東大阪管理者）

東大阪市福祉部指導監査室

障害福祉事業者課

電話：06-4309-3187